

船橋市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下、「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、船橋市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 市長は、教育委員会に対して、会議を開催する日時、場所等を通知して、会議を招集する。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

2 市長は、あらかじめ開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

(会議の進行)

第3条 会議の進行は、事務局が行う。

(議題)

第4条 会議の議題は、市長又は教育委員会が提案し、事前に事務局において調整する。

(関係職員の出席)

第5条 市長及び教育委員会は、協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、当該協議等を行う事項に関する事務を所掌する部局等の職員をその説明のため会議に出席させることができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、船橋市ホームページへの掲載等により公表する。ただし、会議を非公開で開催した部分その他公表に適さない部分については、この限りではない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議及び調整に係る事項並びにこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(事務局)

第8条 会議の事務局を総務部総務課に置く。

附 則

この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

附 則(平成28年5月10日)

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。